

子の監護を有しない未婚の父の親権終了と 連邦法インディアン児童福祉法

— 連邦最高裁 *Adoptive Couple v. Baby Girl* 事件判決の検討 —

原 田 綾 子

1 はじめに

1978年に制定された連邦法インディアン児童福祉法¹は、州の裁判所において行われるインディアンの子どもの監護手続を規律する法律である。ここでいう監護手続とは、各州の裁判所で行われるフォスターケア委託、養子縁組委託、養子縁組前委託、親権終了（Termination of Parental Rights）の手続を指し²、父母の離別に伴う監護手続など、その他の手続を含まない。インディアン児童福祉法は、これらの手続きにおいて、あまりに多くの子どもがインディアン家族から引き離され、非インディアンの家族に委託されていたことへの反省や、インディアン部族の継承者の確保という観点から定められたもので³、親権終了については、州が通常採用しているものよ

¹ Indian Child Welfare Act of 1978, Pub.L. 95-608, 92 Stat. 3069. 条文は 25 U.S.C. §1901 以下。

² 25 U.S.C. §1903 (1). なお、親権終了は「親子関係の終了をもたらすすべての訴訟を意味する」と定義されている。25 U.S.C. 1903(1)(ii). 州の親権終了手続は、本稿が取り上げる *Adoptive Couple* 事件のように、養子縁組への同意権者である父母が同意をしない場合に、養子縁組の申立人である養親候補者や公私の養子縁組機関が父母の同意を不要とする効果を得るために申立てる場合や、児童虐待などを理由に子どもがフォスターケアに委託された後、パーマネンシープランニングとして養子縁組が計画され、将来の養子縁組の前提として申立てられる場合がある。後者について詳しくは、原田綾子『「虐待大国」アメリカの苦闘：児童虐待防止への取組みと家族福祉政策』（ミネルヴァ書房、2008）143-156頁を参照。

³ インディアン児童福祉法制定の前提事実として、「インディアン部族でない

りも手続的・実体的に厳格な要件を定め、その適用を州に義務付けている⁴。この法律のいくつかの規定が、ある女兒とその父に対して適用されるべきかどうかサウスキャロライナ州の裁判所で争われ、やがてこの紛争は連邦最高裁に持ち込まれた。この紛争の一連の顛末は、「ベビー・ヴェロニカ事件」としてアメリカの各種メディアで大々的に報じられ、この女兒の運命に対して並々ならぬ社会的関心が寄せられた⁵。

この女兒は、チェロキーインディアンとしてチェロキーネイションに登録された男性を生物学上の父として持つ。生みの母はインディアンではない。2008年12月に父母は婚約したが、一か月後に母が妊娠の事実を告げると、父は母に結婚するまで経済的な支援はしないと告げた。実際に父は母の妊娠中に経済的サポートをせず、二人の関係は終わった。母は女兒を養子縁組に出すことを決め、養子縁組機関を通じてサウスキャロライナに住む白人のカップルを養親とすることに決めた。養親候補カップルは妊娠中の母を経済的・精神的にサポートした。2009年9月に、養親候補カップルも立ち会うなかで本件女兒が誕生し、母は養子縁組の同意書にサインをして、子どもは養親候補カップルに委託され、裁判所に養子縁組が申立て

公的私的機関によって」インディアンの子どもが分離され、「憂慮すべき高い割合のインディアン家族が崩壊しており」、「憂慮すべき高い割合の子どもが、非インディアンの里親家庭、養子縁組家族、及び施設に委託されていること」(25 U.S.C. §1901(4))、そして、各州がインディアンの子どもの監護手続を実施する際に、「インディアン人民の基本的部族関係や、インディアンの共同体と家族において一般的に通用している文化的・社会的スタンダードを認めてこなかったこと」(25 U.S.C. §1901(5))が挙げられている。

⁴ 例えば各州は、連邦最高裁判決 *Santosky v. Kramer*, 455 U.S. 745 (1982) に従って、強制的に親権を終了するための要件として「明白かつ確信を抱くに足る」証明による親の不適格性の立証を要求しているが、インディアン児童福祉法は「合理的疑いの余地のない」証明による立証を要求しており、立証基準が高められている (25 U.S.C. §1912(f))。See Joan Heifetz Hollinger, *Adoption Law and Practice, Volume 3*, Matthew Bender, 2011, at 56-57 (Chap. 15 Adoption of Native American Children)。この§1912(f)は、Adoptive Couple 事件において適用の是非が問題となった規定の一つである。

⁵ 判例上、本件女兒、父、母、養親候補カップルはすべて匿名表記されているが、父と養親候補者カップルは実名で新聞やテレビなどで発言しており、女兒の実名や写真も広く報道されている。

られた。女兒の出生から4か月後、養子縁組の手續において父に対して通知がなされ、父はいったん養子縁組に同意する意思を示したが、翌日に同意を撤回し、家庭裁判所に対して、養子縁組手續の停止と父による女兒の監護を求めた。そして父はDNAテストを受け、女兒の生物学上の父であることが確認された。サウスキャロライナの家庭裁判所は2011年9月にトリアルを開き、インディアン児童福祉法の諸規定の適用により父の親権終了は認められず、父の同意がないため養子縁組を成立させることができないとした。そして父による女兒の監護を認め、2011年12月に、女兒は生後27か月で養親候補カップルから分離され、父のもとに移された。2012年7月26日、サウスキャロライナ最高裁は家庭裁判所の判断を支持する判決を下した⁶。そこで養親候補カップルが連邦最高裁に上訴し、2013年6月25日に判決が下りた。連邦最高裁判決の法廷意見は、インディアン児童福祉法の諸規定を適用したサウスキャロライナ最高裁の判断は誤りであるとして、破棄、差戻した。これが本稿で取り上げる、連邦最高裁 *Adoptive Couple v. Baby Girl* 事件判決⁷である。

この連邦最高裁判決が直接に扱うのは、本件の具体的事実に照らして、インディアン児童福祉法の諸規定（主に§1912(d)、(f)及び§1915(a)）が適用されるかどうかという問題であるが、本判決の意見を書いた各判事は、以下の三つの論点への応答を通して、この問題への答えを導いたように見える。第一に、インディアン児童福祉法の立法目的は何か、それに関連してこの法律によって保護される「家族」とは何か、という論点である。第二に、本件にインディアン児童福祉法を適用することが、インディアンの子ども、とりわけ本件女兒に、どのような影響を及ぼすか、そしてそれを本件の判断においてどう評価するのか、という論点である。そして第三は、インディアン児童福祉法の規定を本件に適用することがもたらしうる憲法上の問題とは何か、という論点である。以下では、この判決の五つの意見

⁶ *Adoptive Couple v. Baby Girl*, 398 S.C. 625 (2012).

⁷ *Adoptive Couple v. Baby Girl*, 133 S.Ct. 2552 (2013).

—法廷意見、二つの補足意見、二つの反対意見—を概観したうえで、上記の三つの論点への応答という観点から、各意見の意義について若干の分析を行ってみることにしたい。

2 法廷意見・補足意見・反対意見の概観

(1) アリート判事の法廷意見

この判決の法廷意見はアリート判事が執筆し、それにロバーツ判事、ケネディ判事、トーマス判事、ブライアー判事が参加している。トーマス判事、ブライアー判事は後述の通りそれぞれ補足意見を書いている。

法廷意見はその冒頭において、「このケースは、1.2%（256分の3）チェロキーであるがゆえにインディアンとして分類される女兒（Baby Girl）についてのものである⁸」と述べる。女兒がインディアンとして分類されるがゆえに、サウスキャロライナ最高裁はインディアン児童福祉法の諸規定を適用し、その結果女兒は生後27か月で「それまでに知っていた唯一の両親から分離され⁹」、生物学上の父（Biological Father）に引き渡された。しかし法廷意見によると「ここで問題となっている連邦法の諸規定は、このような結果を要求していない¹⁰」。

まず、本件の生物学上の父が、インディアン児童福祉法上「親」の定義に当てはまるかが問題となる。サウスキャロライナ最高裁はこれを肯定し、それに養親候補者側が反対していた。しかしアリート法廷意見は、この問題に答える必要はないと述べる。仮に本件父がインディアン児童福祉法上「親」であったとしても、本件父には、以下の通りインディアン児童福祉

⁸ Ibid., at 2556.

⁹ Ibid.

¹⁰ Ibid., at 2556-2557.

法の諸規定が適用されないから、結果には影響がないというのである¹¹。

本件への適用が問題となるインディアン児童福祉法の諸規定のうち、法廷意見が最初に問題とするのは、§1912(f)である。この規定は、「親又はインディアンの監護者による継続された監護 (continued custody) が子どもに深刻な情緒的又は身体的害悪を生じさせるであろうと認定することなく…親権終了を命じることはできない。その認定は、資格ある専門家証人の証言を含めて、合理的疑いの余地のない証拠によって支持されなければならない」と定めている¹²。法廷意見によると、この規定は、親がもともと子どもの監護を有していなかった場合には適用されない。「継続された」という形容詞は、辞書によると「既存の状態」を指すから、「継続された監護」は、親がすでに監護を有している、あるいは少なくともかつて有したことがある状況を前提としているというのである¹³。本件のように、生物学上の父がインディアンの子どもの身上監護も法的監護も有したことがない場合には、§1912(f)は適用されないことになる¹⁴。さらに法廷意見は、このような§1912(f)の解釈は、「インディアン児童福祉法が是正しようとする主たる害悪のもと」が、ソーシャルワーカーや州裁判所が文化的無神経さやバイアスゆえにインディアン家族から子どもを「分離」してきたことだということを示す条文の文言と適合していると述べる。さらにインディアン児童福祉法の立法史も、同法が「壊れていないインディアン家族からインディアンの子どもの警告なしに分離することをやめさせること」を意図していると述べる¹⁵。

次に法廷意見は、§1912(f)の一つ手前のサブセクションである§1912(d)も、本件には適用されないという。§1912(d)は、インディアンの子どもの「親権終了を求める当事者はいずれも…インディアン家族の崩壊を防止するた

¹¹ Ibid., at 2560.

¹² 25 U.S.C. §1912(f).

¹³ Adoptive Couple, 133 S.Ct., at 2560.

¹⁴ Ibid.

¹⁵ Ibid., at 2561.

めに設計された治療サービスと回復プログラムを提供するための積極的な努力がなされ、そうした努力の不成功が明らかになったことを証明しなければならない」とする¹⁶。法廷意見は、この規定における家族の「崩壊」は「関係の断絶」を意味し、本件のように、インディアンの親が子の誕生前に子を遺棄し、法的監護も身上監護も持ったことがない場合には「断絶」されるであろう。「関係」はもともと存在しないから、§1912(d)は適用されないというのである¹⁷。そしてこのような解釈は、インディアン児童福祉法の目的とも合致するし、また条文の配置からもそのように解すべきであると¹⁸。また、法廷意見によると、§1912(d)は、州のソーシャルワーカーがインディアンの子どもをあまりに早く分離してしまうようなケースを防ぐために適用されるべきものであり、誕生前に子どもを遺棄し子どもの監護を持ったことがないインディアンの親にこの規定を適用することは「異常である」という¹⁹。もし養親候補者が、治療サービスや回復プログラムを通じて、このような親の「親になりたいという欲望」を「刺激する」という「奇妙な」作業に従事することを要求されるとしたら、養親候補者のなかにはインディアンの子どもを養子にしようとするのを思いとどまる人が必ず出てくるだろう。それにより今度は、永続的で安定した家族を探すにあたってインディアンの子どもを「比類なく不利な立場に」置くことになる、と法廷意見は述べる²⁰。

そして法廷意見は、本件にはインディアン児童福祉法§1915(a)も適用されないと述べる。§1915(a)は、インディアンの子どもの養子縁組委託先の優先順位を定めた規定であり、原則として(1)子どもの拡大家族のメンバー、(2)インディアンの子どもの部族の他のメンバー、(3)他のインディ

¹⁶ 25 U.S.C. §1912(d).

¹⁷ Adoptive Couple, 133 S.Ct., at 2562.

¹⁸ Ibid., at 2563.

¹⁹ Ibid.

²⁰ Ibid., at 2563-2564.

アン家族が、優先されなければならないと定めている²¹。しかしこの規定が適用されるのは、§1915(a)のもとで優先される資格のある当事者が複数存在する場合に限られ、本件では、養親候補カップル以外に養子縁組を求めている者はいないから、適用すべき優先順位は存在しないと述べる²²。

最後に法廷意見は、次のように述べる。インディアン児童福祉法は、インディアン部族の文化的アイデンティティと遺産を保護することを助けるために立法されたが、サウスキャロライナ最高裁の解釈によると、同法は、単に祖先（離れた祖先であつてさえ）がインディアンであるという理由だけで、特定のか弱い子どもを非常に不利な立場に置くことになる。また、サウスキャロライナ最高裁のように同法の諸規定を解釈すると、インディアンの生物学的父親は、胎児の間に子どもを遺棄し、生みの母への一切の支援を拒否し（おそらくそれにより子どもを養子に出すという母の決断が促進された）、それでもなお母の決定と子どもの最善の利益を覆すために、土壇場で彼の「インディアン児童福祉法の切り札」を切ることができるということになる。これがもし可能であるなら、インディアンたる資格を認められる可能性のある子どもを養子縁組することを、多くの養親候補者は躊躇することは確実であろう。このような解釈は、平等保護の問題を引き起こしうる²³。

以上のような理由を述べて、法廷意見はサウスキャロライナ最高裁の判断を破棄し、この意見に従ったさらなる手続を行うよう、事件を差戻すと判示したのである²⁴。

(2) トーマス判事の補足意見

²¹ 25 U.S.C. §1915(a).

²² *Adoptive Couple*, 133 S.Ct., at 2564-2565.

²³ *Ibid.*, at 2565.

²⁴ *Ibid.*

トーマス判事は、冒頭で「私は法廷意見に完全に参加するが、憲法判断を回避するにはこの結論しかとり得ないということを説明するために、別個に意見を書く²⁵」と述べる。

トーマス判事は、本件が対象とする養子縁組などの「家族関係」は、実質的に州の専権領域と長くみなされてきたと述べる。インディアン児童福祉法は、インディアンの子どもを含む州裁判所の子の監護手続に適用される連邦の基準を定めているのであるが、本来、連邦議会は、合衆国憲法が権限を与えていない限り、州が管轄する領域を規制することはできない²⁶。これについて、インディアン児童福祉法§1901(1)は、合衆国憲法の第1章第8条第3項の「インディアン通商条項」と「その他の憲法上の権威」が、連邦議会にインディアンに関する事柄に対する全権的な権限を与えているとしている²⁷。しかしトーマス判事によると、この「その他の憲法上の権威」の存在は知られておらず、「インディアン通商条項」だけがこの種の法律の正当性の根拠となり得る²⁸。そしてこの「インディアン通商条項」は、その文言上も、原義的理解においても、そうした「全権的」権限を連邦議会が主張することを支持していない²⁹。トーマス判事によると、本件のような養子縁組手続は、インディアン通商条項が連邦議会に規制権限を与える「通商」ではなく「インディアン部族」を規制対象とするものでもないから、養子縁組手続に対する連邦議会の権限の憲法的基礎は全く存在しない。したがってインディアン児童福祉法を本件の手続きに適用することは違憲であるということになる³⁰。

²⁵ Ibid. (Thomas, J., concurring)

²⁶ Ibid., at 2566.

²⁷ 25 U.S.C. §1901(1).

²⁸ Adoptive Couple, 133 S.Ct., at 2566.

²⁹ Ibid., at 2566-2570.

³⁰ Ibid., at 2571.

以上のように論じたうえで、トーマス判事は、法廷意見のインディアン児童福祉法の諸規定の解釈はこれらの憲法問題を回避するものであるから、法廷意見に同意すると述べている³¹。

(3) ブライアー判事の補足意見

ブライアー判事は、以下の「三つの観察」を付して法廷意見に参加すると述べる。

第一に、インディアン児童福祉法は、子どもの人生の最初の数か月間において、子とほとんどかかわらなくなった「不在のインディアンの父」をどのように扱うべきかについては直接に説明していない。このカテゴリーの父は、親として非常に不適切であろう者、親として適切であろう者、その中間にある者を含む。ブライアー判事は、これらの父親たちのほとんどを排除する法廷違憲の解釈に同意するとしつつ、ソトマイヨール判事が批判するように、この解釈が「あまりに多くの親を排除してしまうことになりうる危険性がある」ことも理解していると述べる³²。そのうえで第二に、「法廷意見はここで必要以上の決定を行う必要がない」として、本件は面会交流を有している父を含まないし、子の養育費の義務をすべて果たしている父も含まない、父が子の存在について騙されていた場合や父が子の養育費の支払いを妨害されていたような特別な状況があればそれも含まないとして、本件の射程を限定する考えを示す³³。そして第三に、関連するインディアン児童福祉法の規定が、この種のケースに対して、父やインディアン部族に有利に用いられる可能性があることにも言及している³⁴。

(4) スカリア判事の反対意見

³¹ Ibid.

³² Ibid., at 2571 (Breyer, J., concurring).

³³ Ibid.

³⁴ Ibid.

スカリア判事は、一点を除いてソトマイヨール判事の反対意見に参加するという。それは、法廷意見の「継続された監護 *continued custody* (§1912(f))」の解釈に関してである。スカリア判事は、法廷意見によるこの文言の解釈に反対するが、それはソトマイヨール判事のいうように「文言通りの解釈は、その言葉が本来持つ意味を押し殺してしまう」からではなく、「継続された」という語が、将来の監護ではなく過去における監護を意味すると解さなければならない理由はないからであるとする。そしてこの解釈は、この法律の他の部分とより調和していると述べる³⁵。

スカリア判事は、「これで終わりなのだが、ひとつの考えを付け加えておきたい」として、次のように述べる。スカリア判事から見て、法廷意見は、「不必要に、親であることの権利 (*the right of parenthood*) を卑しめるもの」である。子どもをこの世に生み出した者が、その子どもを育てる資格 (*entitlement*) を尊重するというのが、コモンローの一貫した伝統であった。我々は、子どもを親に任せることが「子どもの最善の利益」に適うかどうかを審査しない。時にそれは「子どもの最善の利益」に反し、子は他の誰かによって育てられたほうがよいという場合もあろう。しかし子が権利を持つと同じ程度に、親も権利を持つ。この父は自分の娘を育てたいと思いい、インディアン児童福祉法は彼がそうする権利を十分に保護している。この保護を弱める理由は、法にも政策にも見当たらないと、スカリア判事は論じている³⁶。

(5) ソトマイヨール判事の反対意見

ソトマイヨール判事の反対意見には、スカリア判事、ギンズバーグ判事、ケーガン判事が参加している。前述のとおり、スカリア判事は補足的な反対意見を書いている。

³⁵ *Ibid.*, at 2571-2572 (Scalia, J., dissenting).

³⁶ *Ibid.*, at 2572.

ソトマイヨール判事は、「インディアン児童福祉法の文言から法廷意見が至った結論までの道のりは明白なものではないし、その結果は正しいものでもない³⁷」とする。その理由は次の通りである。

まずソトマイヨール判事が問題とするのは、法廷意見が、インディアン児童福祉法§1912の最後のサブセクションである(f)から読み始め、そこに含まれる一つのフレーズである「継続された監護 *continued custody*」の解釈を通じて、監護という形態をとらない家族の絆は「崩壊」から保護されるに値する家族の絆ではないとし、それと同じ考えをその一つ手前の(d)の解釈に及ぼし、さらに§1915(a)の解釈にも及ぼしているということである。このような法律の読み方は、インディアン児童福祉法の構造と射程を見誤らせることになる、ソトマイヨール判事は批判する³⁸。

ソトマイヨール判事は、法律の全体としての働きを考慮する必要があるとして、インディアン児童福祉法の立法事実³⁹、目的⁴⁰、定義⁴¹を定めた諸規定を順に検討していく。ソトマイヨール判事は、インディアン児童福祉法において、「親」と「子の監護手続」がどのように定義されているのかということを強調する。インディアン児童福祉法は、「親」という語を、「インディアンの子どもの生物学上の親又はインディアンの子どもを養子縁組したインディアンの者 (person) のすべて」を広く意味するものとして定義しており、それによれば本件女兒はインディアンの子どもであり、生みの父は、その「親」としての資格を持つ⁴²。また同法が対象とする「子の監護手続」の定義の中に、「親権終了」手続きが含まれており、それは「親

³⁷ Ibid. (Sotomayer, J., dissenting)

³⁸ Ibid., at 2572-2573.

³⁹ 25 U.S.C. §1901.

⁴⁰ 25 U.S.C. §1902.

⁴¹ 25 U.S.C. §1903.

⁴² 25 U.S.C. §1903(9). なお、この「親」の定義では、「父性が認められていない又は確立されていない未婚の父は含まない」とされているが、本件父の生物学的父性は当事者によって争われておらず、州の裁判手続の間に DNA テストがなされ、本件父の父性は確立されたとソトマイヨール判事は論じている。Adoptive Couple, 133 S.Ct., at 2573-2574.

子関係の終了をもたらすすべての訴訟」を含むとされている⁴³。したがって定義上、本件の生みの父（Birth Father）は、インディアン児童福祉法により「親」としての地位を有しているし、親権終了手続の対象となる本件父と女兒の「親子関係」は、同法の保護の対象となることは明らかであると、ソトマイヨール判事は論じる⁴⁴。

こうして、本件の父子関係がインディアン児童福祉法の保護の対象になることを確認した上で、ソトマイヨール判事は、インディアン児童福祉法上の定義に当てはまる親子関係に対しては同法によって多くの保護が与えられているとする。例えば、生みの父が部族の裁判所への手続の移送を申立てた場合、州の法廷は原則として移送しなければならない⁴⁵。また、養子縁組に対して生みの父が与えた自発的な同意は、裁判官の前でかつ書面ではなされない限り無効であり、養子縁組の終局判決が出される時まで撤回可能である⁴⁶。

そしていよいよ、ソトマイヨール判事は、本件紛争の中心となっている§1912の解釈に論を進める。§1912は、州の裁判所における強制的な親権終了と強制的なフォスターケア委託手続に適用される手続的及び実体的基準を定めており、(a)から(f)のサブセクションから成る。§1912(a)は、子どもの親又はインディアンの監護者及び子どもの部族に対して、親権終了手続が継続していることを通知しなければならないことを定め⁴⁷、(b)は、親権終了手続において貧困な親又はインディアンの監護者には弁護士が選任されなければならないと定める⁴⁸。(c)は、生物学上の父を含むすべての当事

⁴³ Ibid.

⁴⁴ Ibid, at 2574.

⁴⁴ Ibid.

⁴⁵ 25 U.S.C. §1911(b).

⁴⁶ 25 U.S.C. §1913(a),(c). サウスキャロライナ最高裁は本件にこれらの規定を適用したため、本件父が、女兒の養子縁組に反対しないと述べた書面にサインをただけでは養子縁組の同意として有効ではないと決定した。See *Adoptive Couple*, 133 S. Ct. at 2574 note 1 (citing *Adoptive Couple*, 398 S.C., at 645-646).

⁴⁷ 25 U.S.C. §1912(a).

⁴⁸ 25 U.S.C. §1912(b).

者には、親権終了手続において、裁判所に提出されたすべての報告書などの書類を調査する権利が与えられている⁴⁹。これらの規定は、親権終了手続における親の手続保障を定めたものであり、本件のように、生物学上の父の親権の終了が問題となっている養子縁組手続においても、父が意味のある参加をできるように保障しているとソトマイヨール判事は指摘する。そして、いくつかの連邦最高裁判例を引用しつつ、「親と子の生物学的絆には意味がある」という連邦最高裁が認めてきた原理と、これらの規定による親子関係の保護は調和していると論じる⁵⁰。

さて、本件で直接に問題となるのは、§1912(d)と(f)の適用の可否である。(d)は、インディアン家族の崩壊を防止するための治療サービスなどの提供とその不成功を申立人が立証すべき親権終了の要件とし、(f)は、親による監護の継続が子に害悪を与えることについて明白かつ確信を抱くに足る証明を要件とする。法廷意見は、これらの要件は、本件のように親が子どもの監護を持ったことがないケースには適用されないとした。それに対してソトマイヨール判事は、§1912(d)の文言において、この規定が保護しようとしている家族的関係から父子の「血縁関係」が排除されるべきだということを示すものは何もないし、条文の配置からみても、(a)～(d)が適用されるなら((e)も)(f)も適用されると解するのが論理的であるとする⁵¹。また、法廷意見は(f)の「継続される監護」を辞書的に解釈して、(f)は監護を一度も持ったことのないケースには適用されないとしたが、ソトマイヨール判事によると、そのような「文言通りの解釈は、その言葉が本来持つ意味を

⁴⁹ 25 U.S.C. §1912(c).

⁵⁰ 連邦最高裁は、「わが子とともにあり、ケアし、監護し、監督する自然的親の欲求と権利は、いかなる財産権よりもはるかに尊い利益である (Santosky, 455 U.S., at 758-759)」と認めてきたし、生物学的父が親子関係を作り上げるためのステップをとるまでは父の親子関係の保護は合衆国憲法上要求されないとしつつも「生物学的つながりは、子どもとの関係を発展させていくために他の男性は持っていない機会を自然的父に与える (Lehr v. Robertson, 463 U.S. 248, at 262.(1983))」と認めてきたと、ソトマイヨール判事は論じている。Adoptive Couple, 133 S.Ct., at 2574-2575.

⁵¹ Ibid., at 2575-2576.

押し殺してしまう」⁵²。さらにソトマイヨール判事は、法廷意見の解釈によると、インディアン児童福祉法§1903 の定義上「親」でありながらも、§1912(d)と(f)による保護が受けられない親の範囲が、本件のように妊娠中に母に全く支援をしなかった生みの父に限定されず、子と面会交流し養育費も支払って養育に積極的に参加してきたが監護権は持たないような父親や⁵³、妊娠の事実を隠されていたために子と関係を築けなかった父親なども、保護を受けられないことになりうる⁵⁴。ソトマイヨール判事は、インディアン児童福祉法全体の要請に鑑みて、§1912(d)と(f)に定められた基準は、インディアン児童福祉法上「親」と定義される者の親子関係の終了手続のすべてに適用されるべきであると主張する⁵⁵。

さらにソトマイヨール判事は、法廷意見が、本件にこれらの規定を適用することは「異常」で「奇妙」であると論じていることを批判する。まず法廷意見は、生みの親が子の監護を持ったことがない場合に、治療サービスの要件を適用することは、申立人である養親候補者に過度の負担を課すことになり「異常だ」とするが、治療サービスは養親候補者自身が提供する必要はなく、インディアン部族や州の機関などが提供すればよいのであるし、また「自然的親にとっては、誤った親権終了の結果は、彼らの自然的家族の不必要な崩壊なのである⁵⁶」から、この立証負担を申立人に課すことは「奇妙」ではないという⁵⁷。

またもっと一般的なレベルにおいて、法廷意見が、本件にインディアン児童福祉法を適用すると、生みの親に「棚ぼた」（多数意見の表現では「インディアン児童福祉法の切り札」）を与えることになると示唆しているのに対して、ソトマイヨール判事は、父である可能性のある者すべてに養子縁

⁵² Ibid., at 2576.

⁵³ Ibid., at 2578-2579.

⁵⁴ Ibid., at 2579 note 8.

⁵⁵ Ibid., at 2579-2580.

⁵⁶ Ibid., at 2581 (citing Santosky, 455 U.S. 745, at 766).

⁵⁷ Ibid.

組の申立があったことを通知して監護を求める権利があることを知らせることを要求する州法もあり、法廷意見が想定する「異常さ」は幻想だという⁵⁸。さらに、父の権利保障の重要性に関する実質的な議論として、次のように続ける。生物学上の父を保護する法律は、インディアン児童福祉法の文脈の外においても、切望する子を失う養親候補家族と、困難な過渡期を乗り越えなければならない子どもの両者に、痛みとストレスを生む。しかしそうした法律は、「生みの父はその子との関係において重要な利益を有している」ことを認めているのである⁵⁹。また、「子どもも、自らの生物学上の親を知る（know）ことに互恵的な利益を有している⁶⁰」。生物学上の父を優先するルールは、親と子の間にある生物学的絆が安定した養育関係を築く強力な基礎となるという認識を反映したものであって、多くの州は、子の監護について、適格な自然的親を、子との生物学的つながりを欠く者よりも優先する規定を適用している。このような生物学的な親の優先的考慮は、「適格な親は子どもの最善の利益のために行動するという推定」に基礎づけられており⁶¹、「歴史的に法は、自然的な愛情の絆によって、親は子の福祉を促進するよう導かれるものであるということ」を認めてきた⁶²。「確かに、未婚の生物学上の父の利益と子の家族環境における安定性の二つのバランスをとることは難しく、各州のアプローチはさまざま」であり、生物学上の父が母の妊娠中に経済的支援をしない限り父の養子縁組同意は不要とする州法もあるが⁶³、生物学上の父の権利により強力な保護を

⁵⁸ Ibid.

⁵⁹ Ibid., at 2582 (citing *In re Adoption of Tobias D.*, 40 A. 3d 990, at 999).

⁶⁰ Ibid. (citing *Santosky*, 455 U.S., at 760-761).

⁶¹ Ibid. (citing *Troxel v. Granville*, 530 U.S. 57, at 68 (2002)).

⁶² Ibid. (*Troxel*, 530 U.S., at 68, citing *Parham v. J.R.*, 422 U.S. 584, at 602 (1979)).

⁶³ サウスキャロライナ州法はその一つであり、妊娠中に経済的なサポートを提供しない限り、生物学上の（未婚の）父の養子縁組への同意は、必要とされない。このような州法の規定は、ソトマイヨール判事も認めるように、連邦最高裁判の先例が設定した憲法的ベースライン（*Quilloin v. Walcott*, 434 U.S. 246, at 254-256 (1978); *Lehr*, 463 U.S., at 261）に従ったものである。Ibid.

与えている州法もあり、インディアン児童福祉法は後者のような州法と調和している⁶⁴。

また多数意見が、本件に§1912(d)等を適用するとインディアンの子どもの養子縁組を阻害することになると主張しているのは、ソトマイヨール判事にとって「もっとも困惑させられる」ことである。というのはインディアン児童福祉法の主たる目的はインディアン家族の安定性と安全性を促進することであり⁶⁵、この目標を、第一にインディアンの親子の家族的絆を保護することによって、第二に養子縁組が行われる際の委託先の優先順位を定めることによって達成しようとしているからである。多数意見はこのスキームを賢明でないと考えているのかもしれないが、連邦議会が明示的に生み出そうとしている帰結を回避する観点から法律を解釈する資格は、当裁判所には与えられていないとソトマイヨール判事は批判する⁶⁶。また多数意見が採用する解釈は、「壊れていない」インディアン家族の崩壊を防止するというインディアン児童福祉法の主要な目的と調和していると多数意見は主張するが、インディアン児童福祉法は、インディアン部族の存続と統合性にとって子どもほど重要なリソースはないとも認めており⁶⁷、同法の二次的な目的として、次の世代の市民に対する部族の利益を保護する必要もあるとソトマイヨール判事は述べる⁶⁸。さらに、ソトマイヨール判事は、法廷意見が、インディアン児童福祉法の保護対象を、親が子の監護を有する「壊れていない家族」に限定するのは、様々な苦難に満ちた現実の世界を理解していないからだと批判し、インディアン児童福祉法が「親」と「親権終了」を幅広く定義して、同法による保護の対象を広く捉えていることを重視すべきだと論じる⁶⁹。

⁶⁴ Ibid., at 2582-2583.

⁶⁵ 25 U.S.C. §1902.

⁶⁶ Adoptive Couple, 133 S.Ct., at 2583.

⁶⁷ 25 U.S.C. §1901(3).

⁶⁸ Adoptive Couple. 133 S.Ct, at 2583.

⁶⁹ Ibid., at 2584.

ソトマイヨール判事は、インディアン児童福祉法の本件への適用が生じさせる憲法問題についての自らの考えも示している。法廷意見は、トーマス判事の補足意見とは異なり、憲法判断回避の原理に基づいてインディアン児童福祉法は本件に適用できないという論理には依拠しなかった⁷⁰。しかし法廷意見は、それと異なる結果は、平等保護の問題を生じさせると示唆している。ソトマイヨール判事にはこれは理解しがたいことである。「連邦最高裁はこれまで、インディアン部族のメンバーシップに基づく分類は、許容されない人種による分類ではないと、画一的に判断してきた」からである⁷¹。

そして、ソトマイヨール判事は、サウスキャロライナ最高裁の決定を支持するので、養子縁組委託先の優先順位について定めた§1915の適用可能性の問題を論じる必要性はないとしつつも、これから行われる差戻審において、女兒の父方祖父母やチェロキーネイションの他のメンバーが正式に女兒の養子縁組の申立てをすることができる可能性はなくなっておらず、生みの父の親権が終了されて女兒に養子縁組が可能になったとしても、祖父母やチェロキーネイションが養親候補者として名乗りを上げれば、§1915(a)で定められた優先順位の下で考慮される権利を有することになると論じている⁷²。

最後にソトマイヨール判事は、法廷意見の「文言主義」はインディアン児童福祉法と連邦議会の立法目的を歪曲するものであると再度批判したうえで、こう付け加えている。本件女兒はすでに父親と18か月間ともに暮らしている。彼女が2歳を少し過ぎたばかりで養親候補カップルのもとを離

⁷⁰ ソトマイヨール判事は、トーマス判事のような主張を本件の当事者は誰もしていないし、連邦議会がインディアン通商条項だけでなく条約条項（Treaty Clause）によっても基礎づけられる「インディアン部族について立法を行う広範囲の一般的権限、すなわち我々が一貫して全権的・排他的と表現してきた権限を持つ」と判断した連邦最高裁の諸先例と調和しないと批判している。Ibid., at 2585 note16 (citing *United States v. Lara*, 541 U.S. 193, at 200-201(2004)).

⁷¹ Ibid. (citing *United States v. Antelope*, 430 U.S. 641, at 645-647(1977); *Morton v. Mancari*, 417 U.S. 535, at 553-554 (1974))

⁷² Ibid.

れたことがどれほど困難なことであったとしても、彼女が今、3歳半で、再び家から分離されて国の反対側で暮らすために移動させられるとしたら、それは同じくらいひどいことである。本日の決定によって、このケースがもたらした苦しみはさらに増えることになった。こう述べたうえで、「私はサウスキャロライナ最高裁の判断は正しかったと考え、それを支持したいと思う」と結んでいる⁷³。

3 分析

それでは、筆者が冒頭で挙げた三つの論点に対して、それぞれの判事かどのような議論を行ったのかを整理し、その内容を分析してみたいと思う。

第一の論点は、インディアン児童福祉法の立法目的は何なのか、それに関連して、この法律上保護される「家族」とは何か、ということである。

アリート法廷意見は、インディアン児童福祉法の主たる目標は、インディアンの子どもの警告なき分離を防止してインディアン家族の崩壊を防止することであるとしたうえで、同法のもとで崩壊から守られるべき家族は、親が子どもの監護をすでに行っている家族に限られ、単に生物学的つながりがあるというだけではそうした家族関係があるとはいえないとする。アリート法廷意見が、女兒は生後27か月でそれまでに知っていた唯一の両親から分離さ、生物学上の父に手渡された、と表現していることは、子にとって親としての存在であるためには生物学的つながりでは足りず、現実の監護養育関係が必要であるとの認識が表れている。またアリート法廷意見は、本件女兒の母を「Birth Mother」、父を「Biological Father」と表現しており、この対比からも、本件父を、子の出生にすら関係しない単なる遺伝

⁷³ Ibid., at 2585-2586.

子上の存在とみなし、そのような者と子との間には守るべき「家族」関係はないとの評価が下されていることを看取することができる⁷⁴。

それに対してソトマイヨール判事は、本件父を「生みの父 Birth Father」と表現している。これは本件父を、少なくとも生みの母と同程度に、親子としてのつながりを有する存在とみなしていることの表れであろう。ソトマイヨール判事は、インディアン児童福祉法が保護しようとしている「家族」は、法廷意見で定義された「家族」よりももっと広いものであると主張する。ソトマイヨール判事は、「親と子の生物学的絆には意味がある」として、同法によって保護される家族関係には、本件の父子関係のような「血縁関係」が含まれるとする。そして、我々は「理想の世界」に生きているのではなく、親は様々な人生の危機に直面し、子どもから離れてしまうこともあるが、そうした状況でも親子は親子であって家族であり、そうした家族を法的保護から排除する法廷意見を批判するのである。またソトマイヨール判事は、インディアン児童福祉法の「主要な目的」がインディアンの家族を崩壊から守ることだったとしても、連邦議会は「二次的な目的」としてインディアン部族の存続と統合性のための子どもの重要性も認めており、部族の利益を守るという観点からも、本法の保護の対象となる家族関係は広く解する必要があると主張する。

ブライアー判事は、ソトマイヨール判事の批判を受けて、法廷意見の解釈は確かに「不在の父親」をあまりに広く排除してしまうと認める。しかし、面会や養育費で親としての役割をはたしている父や、騙されてその機会が持てなかった親まで排除することについてはブライアー判事も問題があると考え、その観点から本件の射程を限定すべきとしている。

こうしてみると、インディアン児童福祉法の主たる立法目的がインディアン「家族」の保護であることには争いが無いものの、この「家族」をど

⁷⁴ 同旨の指摘として、“Leading Case: III. Federal Statutes and Regulations: G. Indian Child Welfare Act-Termination of Parental Rights-Adoptive Couple v. Baby Girl,” 127 Harvard Law Review 368-377 (2013), at 373-374.

う定義するかということについて、法廷意見と反対意見の間に大きな対立があることがわかる。基本的に、法廷意見は「監護」を親子（家族）のメルクマールとし、反対意見は「血縁」を親子（家族）のメルクマールとする。この対立は、親子関係の法的保護を、血縁関係によって基礎づけるのか、現実の養育関係によって基礎づけるのかという、いわゆる Nature と Nurture の論争を反映したものとなっている⁷⁵。

ソトマイヨール判事は、インディアン児童福祉法が、部族の保護も立法目的としていることを強調するが、これも、親子関係における血縁の重視とパラレルに理解できる。子どもと親の血縁関係の重視は、子どもとインディアン部族との血縁関係の重視に結び付くからである。ソトマイヨール判事は、生物学上の父を「知る」こと——つまり出自を知ること——は子の利益になるし、生物学上の親は自然的愛情から子どもを養育する蓋然性が高いともいう。ソトマイヨール判事は明言しないものの、このロジックを部族と子どもの関係に当てはめてみると、部族を「知る」こと——つまりインディアンとしての出自を知ること——は子の利益になるし⁷⁶、部族は自然的愛情から子どもを養育する蓋然性が高いということにもなる。このロジックによると、インディアン児童福祉法は個々の子の利益より部族の利益を優先しているという非難を回避することができ、インディアン部族の保護も、インディアンの子どもの福祉を目標とする法律の目的として正当化できるということになるだろう。

⁷⁵ See “Leading Case”, *op.cit.*, at 377.

⁷⁶ この点はサウスキャロライナ最高裁判決の法廷意見がより直接的に言及している。「インディアンの子どもの最善の利益が問題になっている場合、子どもの最善の利益についての我々の検討は、その子どものインディアンとしての地位をも考慮しなければならず、したがって、委託がインディアンの子どもの最善の利益になるかどうかを検討しなければならない。インディアン児童福祉法は、インディアンの子どもの部族との関係が維持されることが、インディアンの子どもの最善の利益となるという基本的な推定のもとに成り立っているため、この決定を行う際には、子どもと部族との関係は重要な考慮事項となる。したがって本件女兒は、インディアンの子どものとして、彼女の文化的遺産との結びつきを維持することに強い利益を有している（強調は原文のまま。原文中の引用部分は省略。）」 *Adoptive Couple*, 398 S.C., at 652-654.

次に、第二の論点は、本件にインディアン児童福祉法を適用することが、インディアンの子どもたち、とりわけ本件女兒にどのような影響を及ぼすか、そしてそれをどう評価するのか、ということである。

アリート法廷意見は、本件にインディアン児童福祉法§1912(d)、(f)が適用されるとすれば、単に祖先がインディアンであるという理由だけで、本件女兒を非常に不利な立場に置くことになり、このような結果を招く解釈は平等保護の問題を引き起こしうると述べる。またそうした解釈は、胎児の間に子どもを遺棄し、生みの母への一切の支援を拒否した父が、母の決定と子どもの最善の利益を覆すために、土壇場で彼の「インディアン児童福祉法の切り札」を切ることを許すことにもなると述べる。アリート法廷意見の基礎にあるのは、子に対して親としての務めを果たしてこなかった生物学上の父が、子どもの利益になるはずの養子縁組を妨害することは許されるべきではない、という考え方であり、この観点から、本件父の権利と女兒の利益は対立的にとらえられている。そして本件では、父の権利よりも女兒の利益を優先すべきだという判断が行われたことが示唆されている。

ソトマイヨール反対意見も、生物学上の父の親権を保護する法律は、養親候補者と子どもの両者に痛みとストレスを引き起こすと述べ、親の権利保障と子の利益が対立しうることを認める。しかしそれでもなお、親が子どもとの関係に重要な利益を有していることを重視すべきであるとする。また、生みの親との関係は、子の利益にも資するものであることもソトマイヨール判事は強調している。生みの父の親権終了は、本件女兒が「自然的親を知る」機会を喪失させることになるし、親と子どもの生物学的絆は養育関係が築かれる基礎となるので、それを子どもから奪うことは子の利益に反しうるとソトマイヨール判事は論じるのである。他方、スカリア判事は、親の権利を「親であることの権利」と表現して、それが生物学的つながりを基礎とする権利であることを強調しつつ、本件のようなケースでは「子どもの最善の利益」よりも親の権利を保護すべきだと論じている。

このように見ると、法による保護が及ぶべき親子（家族）を現実の養育関係との結びつけて捉える法廷意見は、子の利益も、既存の（養親候補カップルによる）養育関係の維持・安定性と結び付けられて捉え、それを害するような生物学上の親の介入は、子の利益の保護の観点から制限されるべきだと考えている。それに対して、親子（家族）を血縁関係によって基礎づける反対意見は、親の権利保障と子の利益が対立しうることを認めつつも、生物学的親の権利を保護すべきとする。ただしソトマイヨール判事は、親の権利保障は子どもの最善の利益の観点からも正当化されると述べる。

このように各判事は「子どもの最善の利益」を語るのだが、本件で直接に問題となる§1912(d)、(f)、§1915(a)に「子どもの最善の利益」の文言は含まれておらず、解釈論上は、これに触れる必要はない。それでも各判事（特にアリート判事とソトマイヨール判事）が、相当の字数を費やして子の利益に言及しているのは、養親候補カップルと生みの父の間で板挟みになっている本件女兒の利益についての実質的判断を行うことなしに妥当な結論を導くことはできないと考えたためであろう。連邦最高裁判決の時点で子どもはすでに18か月間父親に養育されていたので、法廷意見の決定は、現在の養育者からの分離という体験を、女兒に再び強いるものになる。しかしこの決定が、法廷意見のいう「唯一の両親」のもとに戻るためのものであれば、女兒の利益の観点からもそれは正当化されることになろう。しかしソトマイヨール判事から見れば、そのような決定は、女兒が生みの父を知りインディアン部族を知るといふ利益を害するのに加えて、生物学的つながりを基礎に現に養育を行ってきた父から女兒を引き離すものであり、女兒の苦悩をいっそう大きなものにしてしまうのである。

最後に、第三の論点は、インディアン児童福祉法の規定を本件に適用することがもたらしうる憲法上の問題とは何か、ということである。

これについては、先述のとおりアリート法廷意見が、生物学上の父が土壇場でインディアン児童福祉法を持ち出して同意を撤回したり監護を求め

ることが認められるなら、多くの養親候補者はインディアンの子どもを養子縁組することを躊躇することになり、このような結果を招く解釈は平等保護の問題を引き起こしうる、と述べる。この「平等保護」は、インディアンの子どもと非インディアンの子どもの間の平等の問題である。つまり、インディアンの血をほんの少しでも引いているという理由だけで養子縁組によって得られるはずの利益が害されるなら、その子をインディアンという血統（人種）によって差別することになるというのである。これに対してソトマイヨール判事は、インディアン部族のメンバーシップに基づく分類は、人種による分類ではないと画一的に判断してきた私たちの先例に照らしてこのような示唆は理解しがたいものであると批判する。

憲法問題についてより直接的に言及しているのは、トーマス判事である。トーマス判事は、連邦議会が州の権限を乗り越えて養子縁組を規制する憲法上の権限はないという。だとすれば、インディアン児童福祉法を、本件のような子の監護手続に適用することは、それ自体が違憲であるということになる。

インディアン児童福祉法規定の適用が引き起こす憲法問題という視点からの各判事の議論は、インディアンをインディアンであるという理由だけで特別扱いする連邦法の正当性をめぐるものである。それは人種による差別という観点からも問題になりうるし、州と連邦の権限の配分という観点からも問題になりうる。アリート判事は主として前者を問題とし、トーマス判事は主として後者を問題にしている。ロバーツ判事が長官を務める現在の連邦最高裁は、人種による区別・差別には厳しい判断を下す傾向があるといわれ、仮に本件でインディアン児童福祉法が人種による区別として違憲とされれば、その影響は他のすべての連邦インディアン特別法にも及びうると指摘されていた⁷⁷。しかしそのような事態は、法廷意見が条文の

⁷⁷ Maricia Zug, “Commentary: Adoptive Couple v. Baby Girl: Two-and-a-Half Ways to Destroy Indian Law,” 111 Michigan Law Review First Impressions 46-54 (2013), at 49-50.

適用に焦点を絞り、憲法問題を回避したことによって生じなかったのである⁷⁸。

4 おわりに

インディアン児童福祉法は、インディアンの子どもが非インディアン家庭に移されることを極力避けるために、州が行うフォスターケアや養子縁組、親権終了手続の要件を、一般に州が定めている要件よりも厳格に定めている。ごく大掴みに言えば、州がインディアンの子どもの福祉を考慮する際には、原則として、親や部族とのつながりの維持（Nature）を、インディアンではない家族による養育（Nurture）よりも重視することが求められる。インディアンではない子どもの養子縁組やフォスターケアにおいても Nature と Nurture の緊張関係は生じるが、インディアンの子の場合、親との血縁関係に部族との繋がりが加わるため Nature の重みが大きくなるよう制度設計がなされている。しかし Adoptive Couple の法廷意見は、このような Nature の重みづけは本件においては行うべきではないとした。筆者が読むところ、インディアン児童福祉法の諸規定の解釈としてはアリート判事よりもソトマイヨール判事のほうが同法の趣旨に沿った素直な解釈を示しており、それによれば本件父子関係にもインディアン児童福祉法による保護がなされるべきであったとも考えられる。しかしソトマイヨール判事の見解は、多数意見にはならなかった。法廷意見を書いたアリート判事とそれに与した他の四人の判事は、本件をあくまで条文解釈の問題として処理することでインディアン児童福祉法そのものを否定することは避けつつ、

⁷⁸ この結果はインディアンコミュニティにとってさしあたり朗報であったようである。National Indian Child Welfare Association は、連邦最高裁判決によってインディアンの子どもの父の監護を認める最終的な判断がなされなかったことは残念だが、インディアン児童福祉法が支持されたことには安堵したとの声明を発表している (available online at <http://www.nicwa.org/press/>, last visited on Jan. 7, 2014)。

現実に Nurture を提供してきた「唯一の両親」である養親候補カップルに
女兒を戻し、養子縁組を完了するという結果を生じさせることを、差戻審
に要求したのである。その後実際に養子縁組が完了し、子どもは養親カッ
プルのもとに引き渡されている⁷⁹。

子どもが生物学的な親のもとを離れて別の養育者のもとで育つという事
態は、子の養育の環境が多様化（あるいは困難化）し、家族関係も多様化
（あるいは複雑化）する中で、おそらく以前より発生しやすくなっている
のであろう。そうした社会状況の変化を受けてか、比較的最近の連邦最高
裁判決は、先例上合衆国憲法のもとで認められてきた親の権利の重要性を
再確認しつつも、親の権利の絶対性や排他性を緩める形で判断を行う傾向
がみられるようである⁸⁰。アリート法廷意見はそうした先例には直接言及

⁷⁹ 連邦最高裁判決が出た後に、本件父とチェロキーネイションは、子どもがす
でに 18 か月間父に養育されていることなどを考慮して、家庭裁判所が新たに
子の最善の利益を判断することなどを求めたが、サウスキャロライナ最高裁は
この申立を却下した。そして、本件にはインディアン児童福祉法§1912(d)(f)と
§1915(a)は適用されず、かつサウスキャロライナ州法によると本件父の養子縁
組への同意は必要とされないとして、養親候補カップルによる養子縁組を迅速
に終結させるよう事件を家庭裁判所に差戻すとともに、養子縁組成立と同時に
養親カップルに女兒の監護を移さなければならないと判示した（2013年7月
17日）。Adoptive Couple v. Baby Girl, 404 S.C. 483 (2013)。サウスキャロライナ
の家庭裁判所で養子縁組が認められた後も、父は女兒の引渡しを回避するための
法廷闘争を続けたが、2013年9月23日に、父は自発的に養親カップルに女兒
を引き渡した。その数週間後に父はマスコミに対して、女兒を取り戻すための
法廷闘争をやめることにしたと述べ、女兒に対するメッセージとして、「君を
取り戻すために自分がどれほど懸命に闘ったかを疑わないでほしい、言葉で表
現できないくらい寂しい、君は私が死ぬまで私の娘だ」と語っている。Eyder
Peralta, “Baby Veronica’s Biological Dad, Cherokee Nation Drop Legal Fight,”
National Public Radio, Oct 10, 2013 (available online at www.npr.org, last visited on
Jan 8, 2014)。

⁸⁰ 例えば、Troxel v. Granville 事件では、子どもの最善の利益に資するならいつ
誰の申立てによっても裁判所が親以外の第三者に子どもとの面会交流権を与
えることができるとするワシントン州法の規定の合憲性が問題となった。連邦
最高裁判決は、州の第一審裁判所が、適格な親である母の面会交流に関する
決定に全く重みづけを与えることなく子どもの最善の利益を認定して祖父
母の面会交流権を認めたのに対して、このように当該規定を適用することは、
適格な親は子の最善の利益に従うという推定に反しており、合衆国憲法第 14
修正により保障される子のケア、監護、コントロールにおける親の自由の利益

していないものの、その実質的な内容は、条件付きではあれ生物学的親子関係よりも養育的家族関係を優先する最近の連邦最高裁の判断傾向に沿ったものと評されている⁸¹。たしかに法廷意見は Nature より Nurture を重視するように見えるのだが、この判決は 5 対 4 の僅差の判決であり、しかも本稿で見たとおり法廷意見と反対意見の対立は激しく、またブライアー判事は本件の射程を制限する考えを示していることから、本判決で Nurture に軍配が上がったとは言い切れない面がある⁸²。子どもと家族をめぐる Nature と Nurture の緊張関係は、おそらく現代家族法が取り組むべき本質的問題の一つであり、そう容易に答えを出すことができるものではないであろう。アメリカの親権法学においてこの二つのバランスがどう図られていくのか、その動向に引き続き注目していきたい。

を侵害するため、違憲であるとした。ただし第三者の面会交流権の決定は州裁判所がケースバイケースで行うべきものであるとして、このような州法の規定そのものが憲法違反であるとの判断は回避した (Troxel, 530 U.S., at 57-75)。法廷意見の「適用における」アプローチに対しては、厳格な審査基準を適用してこの規定自体を違憲とすべきだったとの批判もあるが (see Troxel, 530 U.S., at 65 (Thomas, J., concurring))、親の子どもに対する憲法上の権利を承認しつつも第三者の面会交流に対する親権者の拒否権を認めることは回避し、それにより州が、親と子どもその他の家族の権利や利益の微妙なバランスを図りながら第三者の面会交流についての判断を行い、第三者の面会交流法を発展させていく余地を残すものであったとして、好意的な評価もなされている。山口亮子「子どもに対する親の養育決定権と祖父母の訪問権 Troxel v. Granville, 120 S.Ct. 2054 (2000)」ジュリ No.1184, 147-149 頁(2000)、特に 147-148 頁を参照。

⁸¹ Leading Case,” op. cit., at 375.

⁸² See *ibid.*, at 376-377.